

1 診療室等の線量の記録

獣医療法施行規則第18条(放射線障害は発生するおそれのある場所の測定)

定期的(半年に1回※)に測定 結果を5年間保存
※エックス線装置を移動して使用する場合は、1ヶ月に1回
測定箇所:X 線診療室・管理区域境界・居住区域・敷地境界

漏えい放射線量測定記録書

番号	測定 年月日	天候	温度	測定 機器名	BG値 ※	X線 装置名	撮影条件	ばく射 回数	用途	測定結果			
										X線 診療室	管理区域 境界	居住区域	敷地境界
1			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
2			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
3			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
4			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
5			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
6			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
7			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
8			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
9			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				
10			℃				kV, mA, s	回	撮影 ・ 透視 ・ 治療				

※BG値:バックグラウンド値

2 X線の照射記録

獣医療法施行規則第19条(記帳)

定期的に記帳し3年間保存
1週間の延べ使用時間(構造設備基準(1mSv/1w)検証)
3月間当たりの使用時間等(管理区域境界(1.3mSv/3M)の検証)
※撮影1回当たりの使用時間は0.1秒(骨は1秒)としても差し支えない

エックス線照射記録票

番号	撮影年月日	動物名	撮影対象	用途	合計使用時間(秒)	ばく射回数(回)/ 透視時間(秒)	条件		
							時間(秒)	管電圧(KV)	管電流(mA)
1			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
2			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
3			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
4			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
5			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
6			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
7			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
8			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
9			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
10			骨 ・ その他	撮影 ・ 透視 ・ 治療					
1週間当たりの延べ使用時間(秒)									
3か月当たりの延べ使用時間(秒)									

3 X線装置の検査

獣医療法施行規則第17条(エックス線装置等の定期検査等)

中古製品は破損等に注意！

定期的に検査し結果は5年間保存
※専門機関に委託して実施することが望ましい
検査項目：・異常、破損・漏えい放射線・照射野

エックス線装置の定期検査記録票

番号	実施 年月日	検査項目							
		エックス線 管装置	高電圧 発生装置	X線制御 装置	管装置 附属器具	その他 装置	漏えい 放射線	漏えい 線量	照射野
1		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
2		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
3		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
4		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
5		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
6		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
7		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
8		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
9		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否
10		良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	有・無	mSv	良・否

4 放射線防護について

獣医療法施行規則第16条(放射線診療従事者等の遵守事項)

- 放射線防護の三原則
- 1 線源と人体の間に遮へいを置く(遮へい体を用いる)
 - 2 線源と人体の間に距離をとる(距離を大きくとる)
 - 3 被ばくする時間を短くする(時間を短くする)

- ・管理区域で必ず守ること
- (1)防護具を付ける(エプロン・手袋・ネックガード等)
 - (2)線量計を付ける

A 均等被ばくの場合の着用位置

男子 女子 常に背面が明らかに多く照射される場合

個人線量計 個人線量計

B 不均等被ばくの場合の着用位置

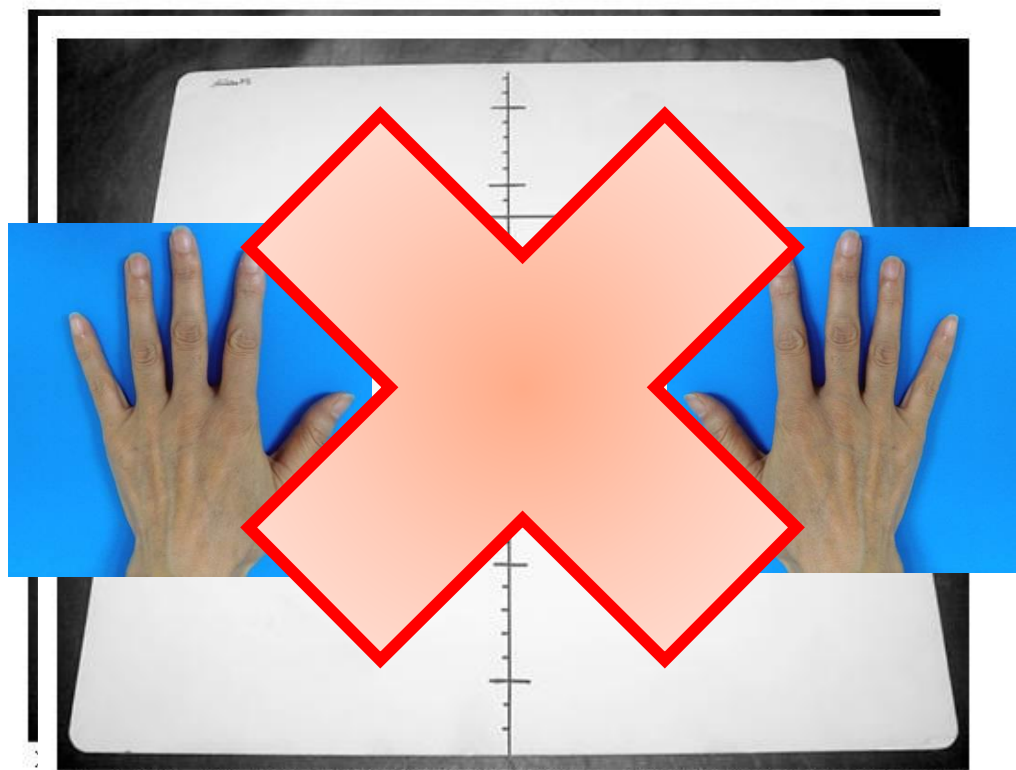
体幹部（頭部及びけい部を除く）を覆う
白衣型防護衣を着用した場合

外側に
個人線量計
内側に
個人線量計

末端部被ばくの場合

個人線量計
リストパッチ
指輪型TLD

(3)照射野に手などを入れない



※：蛍光板に定規で目盛りを入れたものです。透視や低線量の照射で実際の照射範囲が確認できます。大まかな照射野のズレを確認するときに便利です。

図5 照射野

- (4)照射回数は必要最小限・装置の操作場所に防護壁を置く
(5)エックス線装置の使用時は、エックス線診療室の出入口にその旨表示する

・管理区域でできれば守ること

(1)保定器具・麻酔を使用する



5 放射線診療従事者等の教育訓練及び研修

獣医療法施行規則第16条の2(放射線診療従事者等の教育訓練及び研修)

教育、訓練、研修の実施
(初めて管理区域に入る前、その後年1回) ➡ 記帳
(5年間保存)

内容 放射線の人体への影響
法令(獣医療法、電離則等) 放射線装置の安全取扱い
放射線障害の予防

教育訓練・研修記録票

番号	実施年月日	受講者氏名	受講時期	内容
1			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
2			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
3			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
4			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
5			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
6			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
7			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
8			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
9			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()
10			初めて管理区域に立ち入る前 ・ 1年以内ごと	・人体に与える影響() ・安全取扱い() ・放射線障害防止に関する法令()

6 放射線診療従事者の線量限度

獣医療法施行規則第13条(放射線診療従事者等の被ばく防止)

測定部位	女子	左以外の者	
	腹部	胸部	

実効線量限度	女子	妊娠中の女子	左以外の者
	5mSv/3ヶ月	内部被曝:1mSv/ 妊娠期間	100mSv/5年 =20mSv/年

等価線量限度	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面
	50mSv/年かつ 5年 平均で20mSv/年	500mSv/年	2mSv/妊娠期間

7 放射線診療従事者の線量の記録

獣医療法施行規則第15条(放射線診療従事者等に係る線量の記録)

記録は必須！(5年間)

期間	4/1～ 6/30	7/1～ 9/30	10/1～ 12/31	1/1～ 3/31	1年間
実効線量(体幹部)	○	○	○	○	○
等価線量(皮膚・水晶体等)	○	○	○	○	○
女子腹部	○	○	○	○	○
妊娠中の毎月1日を始期とする各1月間					

個人線量記録票

氏名:

妊娠期間:

職種:

平成13年4月1日以降の累積線量:

性別:

年齢:

使用期間	測定部位	実効線量(mSv)	等価線量(mSv)			備考
			水晶体	皮膚	女子腹部	
4月						
5月						
6月						
4～6月計						
7月						
8月						
9月						
7～9月計						
10月						
11月						
12月						
10～12月計						
1月						
2月						
3月						
1～3月計						
年度計						
累計						
妊娠期間の累計						